



長野県報

8月1日(月)
平成23年
(2011年)
第2289号

目次

規則

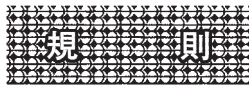
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
長野県暴力団排除条例施行規則（組織犯罪対策課）	2

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称及び所在地の変更の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止の届出（地域福祉課）	3
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	4
解除予定保安林にする旨の通知（森林づくり推進課）	5
公共測量の実施（建設政策課）	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	6
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
平成24年度長野県立高等学校入学者選抜要綱の制定（高校教育課）	9

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民協働・NPO課）	30
社会人経験者を対象とする平成23年度長野県職員採用選考試験の実施（人事課・人事委員会事務局）	30
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（経営支援課）	35
一般競争入札（建設政策課技術管理室）	36
長野県若里公園の指定管理者の候補者の募集（都市計画課）	36
長野県南信州広域公園の指定管理者の候補者の募集（都市計画課）	37
一般競争入札（管財課）	39
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査の実施（生活安全企画課）	39
特定調達契約に係る落札者の決定（交通指導課）	40



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成23年8月1日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第20号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(3)のアの(7)から(ウ)までを削り、同(イ)中「要求」の次に「(第292条において準用する場合を含む。(イ)から(キ)までにおいて同じ。）」を加え、同(イ)を同(7)とし、同(ウ)から(コ)までを同(イ)から(キ)までとし、同(ウ)を削り、同(シ)を同(ウ)とし、同(ス)から(テ)までを同(ウ)から(ウ)までとし、同(ト)を削り、同(ナ)を同(ウ)とし、同(ニ)から(ネ)までを同(フ)から(テ)までとする。

別表第3の2中「別表第2の6の(3)のアの(イ)及び(ウ)から(ニ)」を「別表第2の6の(3)のアの(7)及び(ウ)から(フ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政改革課

長野県暴力団排除条例施行規則をここに公布します。

平成23年8月1日

長野県公安委員会委員長 檜 山 宏

長野県公安委員会規則第5号

長野県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団関係者)

第2条 条例第6条第1項の長野県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員が役員（事業者の業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第4号において同じ。）である事業者
- (2) 暴力団員が業務統括者（支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事業所その他の組織の業務を統括する者をいう。第4号において同じ。）である事業者（前号に掲げる者を除く。）
- (3) 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する事業者（前2号に掲げる者を除く。）
- (4) 次に掲げる行為をした事業者（当該事業者が法人である場合にあっては、役員又は業務統括者が当該行為をした事業者）
 - ア 自己若しくは自己の関係者の利益を図り又は特定の者に損

害を加える目的で、暴力団の威力を利用する行為

イ 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

ウ イに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、相当の対償のない金品その他の財産上の利益の供与をする行為

エ アからウまでに掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる行為

(5) 暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これらの者を相手方として、条例第6条第1項に規定する県の事務事業の契約に係る下請その他の契約を締結した事業者

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の設定の基準となる施設)

第3条 条例第12条第1項第10号の長野県公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項に規定する各種学校のうち主として外国人の幼児、児童又は生徒に対して学校教育に類する教育を行うもの
- (2) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設（特定事業者が措置を講ずべき施設）

第4条 条例第20条第1項の長野県公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) ホテル
 - (2) 旅館
 - (3) ゴルフ場
 - (4) 結婚式場、斎場その他の多数の者の集合の用に供する施設
- 附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

組織犯罪対策課